

アミクスラインひかり電話 利用規約

第 1 条 (利用規約の適用)

株式会社アミクス（以下、「当社」といいます。）は、アミクスラインひかり電話利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）を定め、アミクスライン利用規約と本利用規約により、光コラボ事業者である当社が東日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款（以下、「音声IP契約約款」といいます。）の第2種サービスを用いた電気通信サービス（以下「アミクスラインひかり電話」といいます。ただし、当社が本利用規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第 2 条 (利用規約の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。
3. 当社は、業務上必要なときは、本利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第 3 条 (契約内容)

1. 当社は、音声IP契約約款に定める次の音声IP通信網サービス(1)を当社がアミクスラインひかり電話として提供します。この場合、音声IP契約約款の「当社」は「株式会社アミクス」、「音声利用IP通信網サービス」は「アミクスラインひかり電話」と読み替えます。
2. アミクスライン利用規約の定めと音声IP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、アミクスライン利用規約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 本利用規約の定めと音声IP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、本利用規約が優先して適用されるものとします。

第 4 条 (対象回線)

本利用規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社がアミクスライン利用規約で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第 5 条 (提供条件等)

1. 当社は、アミクスライン利用規約に規定するアミクスラインを利用回線とする場合に限り、本利用規約に規定するアミクスラインひかり電話を提供します。
2. 音声IP契約約款第 19 条の 12 (第 2 種契約に係る利用権の譲渡) の定めが適用されていないものとします。
3. 音声IP契約約款第 57 条 (附帯サービス) の利用権に関する事項の照明及び支払証明書の発行は提供いたしません。
4. 音声IP契約約款料金表第 1 表利用金第 1 類第 2 の 1 (3) (複数の不可機能を同時に利用している場合の不可機能使用料の適用) は適用せず、複数の不可機能を同時に利用している場合であっても、それぞれの不可機能の料金額を適用します。
5. 音声IP契約約款料金表第 1 表料金第 2 類第 2 の 1 適用 (9) (選択制による通信料金の月額割引)、及び通信料別表 3 (映像通信に係る特定契約者回線番号への通信料金の月額割引) は適用しません。
6. 音声IP契約約款附則に定める料金及び工事に関する費用

に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとします。(音声IP契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含まれます。) IP契約約款附則に定める利用料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとします。(IP契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含まれます。)

7. 本約款に定める事項以外については、音声IP契約約款の定めが適用されるものとします。

第 6 条 (アミクスライン契約の初期契約解除による影響)

アミクスライン契約及びアミクスラインひかり電話契約の転用契約者が、アミクスライン契約を電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除（以下「初期契約解除」といいます。）に基づいて初期契約解除をし、再度、NTT東西が提供するフレッツ光回線及びひかり電話の利用契約を新規に締結する場合、アミクスラインひかり電話の電話番号は継続して契約することができず、新たな電話番号に変更されます。

第 7 条 (提供料金)

当社は、本利用規約の第 1 条に規定するアミクスラインひかり電話については、音声IP契約約款料金表に定める料金に代えて、次に定める額を適用します。なお、各種書類等の発行に関する手数料等は、アミクスライン光利用規約によります。

基本料金

月額利用料 (税込)

契約プラン	月額利用料
アミクスラインひかり電話	550円
アミクスラインひかり電話プラス	1,650円

※「アミクスラインひかり電話プラス」は、月額利用料に528円分（最大 3 時間相当）の通話料と以下の付加サービスが含まれます。

- ・発信番号通知サービス
- ・通話中着信サービス
- ・電話転送サービス
- ・番号通知リクエストサービス
- ・迷惑電話拒否サービス
- ・着信お知らせメール

※月額利用料に加え、1 通話料着信者払いサービス番号ごとにユニバーサルサービス料が発生します。

機器利用料

月額利用料 (税込)

1ギガ対応無線LANルータ (戸建てタイプ)	0円 ※
1ギガ対応無線LANルータ (MSタイプ)	0円 ※
アミクスラインひかり電話対応ルータ (戸建てタイプ無線機能無し)	330円
アミクスラインひかり電話対応ルータ (MSタイプ無線機能無し)	330円
アミクスラインひかり電話対応ルータ (戸建てタイプ無線機能有り)	330円
アミクスラインひかり電話対応ルータ (MSタイプ無線機能有り)	330円
追加無線LANカード (1枚ごと)	220円

※東日本のみ

機器利用料は回線の基本料に含まれます。

なお、機器損害金については、NTT東日本/西日本より、機器返却を求められた際に、レンタル機器を紛失あるいは破損したなどの理由で返却できない場合や、一定期間を経ても返却の確認が取れない場合は、NTT東日本/西日本からの請求に準じて請求します。

付加サービス

月額利用料（税込）

付加サービス		単位	月額利用料
発信者番号通知サービス		1利用回線ごと	440円
番号通知リクエストサービス		1利用回線ごと	220円
通話中着信サービス		1利用回線ごと	330円
転送電話サービス		1番号ごと	550円
迷惑電話拒否サービス		1利用回線または1番号ごと	220円
着信お知らせメール		1番号ごと	110円
FAXお知らせメール		1番号ごと	110円
追加番号サービス		1番号ごと	110円
複数チャネルサービス		1利用回線ごと	220円
テレビ電話		1利用回線ごと	0円
高音質電話		1利用回線ごと	0円
着信課金サービス	基本機能	1着信課金番号ごと	1,100円
	複数回線管理機能	1着信課金番号ごと	1,100円
	発信地域振分機能	1着信課金番号ごと	385円
	話中時迂回機能	1迂回グループごと	880円
	着信振分接続機能	1振分グループごと	770円
	受付先変更機能	1受付変更ごと	715円
	時間外案内機能	1番号ごと	715円
	カスタマーコントロール機能	1着信課金番号ごと	0円
	特定番号通知機能	1番号ごと	110円
アミクスライン電話短縮サービス	全国利用型	短縮番号ごと	16,500円
	ブロック内利用型	短縮番号ごと	11,000円

(3) その他の料金及び工事に関する費用

上記(1)～(3)以外の料金（通話料・通信料）及び工事に関する費用については、音声IP契約約款の規定に定めるところによります。

- ・初期費用・工事費：<https://flets.com/hikaridenwa/charge/initial.html>
- ・国内電話通話料：<https://flets.com/hikaridenwa/charge/phonecall.html>
- ・国際電話通話料：<https://flets.com/hikaridenwa/charge/inter.html>
- ・音声IP契約約款：<http://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

第 8 条 (個人情報第三者への開示等)

申込者又は利用者は、別途定める個人情報の保護に関する宣言に加え、次の場合についての個人情報の取扱いに同意するものとします。

1. 当社が、申込者又は利用者から、氏名、住所等、当社がサービスを提供するために必要な情報を東日本電信電話株式会社及び当社の業務を委託しているものへ提供すること。
2. 協定事業者（音声IP契約約款第 3 条 19 欄に規定するものをいいます。ただし、利用者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。）に係る規約を締結しているものに限りません。）から請求があった場合における、東日本電信電話株式会社とその協定事業者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示をすること。
3. 相互接続通信に係る規約を締結している場合であって、利用者がその相互接続通信を行う場合における、東日本電信電話株式会社が、その相互接続通信に係る協定事業者への相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報の開示をすること。
4. 利用者が、契約者回線等から、東日本電信電話株式会社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合における、東日本電信電話株式会社が、その付加機能を利用するものが指定するメールアドレスへの、通信が合った日時、その通信に係る発信電話番号等、通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージ、その他料金表に定める内容の電子メールによる開示をすること。
5. 東日本電信電話株式会社の委託により音声IP通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示をすること。
6. 利用者は利用回線から電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合における、東日本電信電話株式会社がその着信先の機関への甲または甲が提供するサービスの利用者の契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所の開示をすること。
7. 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の申請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示をすること。